

物 品 購 入 契 約 書 (案)

物品の売買について、注文者 蓬 田 村 (以下「注文者」という。)と受注者
(以下「受注者」という。)は、この契約書、蓬田
村財務規則及び仕様書によって、次のとおり物品売買契約を締結する。

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 物 品 名 | 無人航空機(回転翼航空機/マルチローター)、トイドローン
(詳細は、仕様書のとおり) |
| 2 | 納 入 場 所 | 蓬田村役場内 |
| 3 | 納 入 期 限 | 契約を締結した翌日から
令 和 7 年 9 月 10 日 まで |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 円
(うち取引に関する消費税及び地方消費税の額 金 円) |
| 5 | 契 約 保 証 金 | |

(総則)

第1条 受注者は、物品売買契約に関し、仕様書に従い、本契約書に定めるところによりこの契約の目的物を注文者に納入し、注文者はその代金を支払うものとする。

(納入の通知)

第2条 受注者は、物品を納品したときは、その旨を注文者に通知しなければならない。

(検査、引渡し)

第3条 注文者は、物品の納入を受けたときは、その日から5日以内に検査するものとする。

2 検査の結果不良品があるときは、受注者は当該物品を遅滞なく引き取り、注文者の指定する日までに良品を納入するものとする。

3 検査に合格したときは、注文者は直ちに物品の引渡しを受けるものとする。

(危険負担)

第4条 注文者、受注者双方の責に帰さない事由により、前条第3項の引渡し前に生じた物品の亡失、毀損等による損害は、受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第5条 注文者は、この物品が規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないものである場合は、受注者に対し、物品の補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(延滞賠償)

第6条 受注者の責に帰する事由により、納入期日までに物品を納入しない場合は、注文者は受注者に対し延滞賠償金を請求できる。

2 前項の延滞賠償金は、納入期限の翌日から納入完了の日までの日数に応じ、契約金額(既納部分に係るものを除く。)につき2.5パーセントの割合を乗じて計算して得た金額とする。

(契約解除)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合、注文者はこの契約を解除することができる。この場合において契約保証金を納付している場合はその保証金は注文者に帰属するものとし、納付を免除している場合は、注文者は受注者に対し契約金額の100分の5以上に相当する金額を違約金として徴収することができる。

(1) 受注者が納入期限又は第3条第2項、若しくは第5条の指定した期日までに納入しないとき、又は納入見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他受注者がこの契約事項に違反し、その違反によって契約の目的が達せられないと認められるとき。

(疑義の解決)

第8条 この契約に定めのない事項及び本契約に関し当事者間に疑義を生じたときは、注文者受注者協議して決定する。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、当事者記名押印し各自その1通を保有するものとする。

令和 7年 月 日

注文者 青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1番地3
蓬田村長 久 慈 修 一

受注者